

総合科学技術会議 知的財産戦略専門調査会

研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム

(第5回)議事録

1. 日 時：平成 17 年 7 月 20 日（水）15：00～16：58

2. 場 所：中央合同庁舎四号館 11 階 共用第 1 特別会議室

3. 出席者：

【構成メンバー】阿部博之座長、薬師寺泰蔵議員

【招聘専門家】石川 浩氏（持田製薬株式会社知的財産部長）

石川正俊氏（東京大学副学長・産学連携本部長）

片山英二氏（弁護士・弁理士（阿部・井窪・片山法律事務所））

隅蔵康一氏（政策研究大学院大学助教授）

竹岡八重子氏（弁護士（センチュリー法律事務所））

田島秀二氏（プレシジョン・システム・サイエンス株式会社

代表取締役社長）

戸田裕二氏（株式会社日立技術情報サービス取締役社長・弁理士）

中山一郎氏（信州大学助教授）

本田圭子氏（東京大学 TLO 取締役・弁理士）

松本信一氏（NTT コミュニケーションズ株式会社プロセス &
ナレッジマネジメント部知的財産部門 担当部長）

【文部科学省】 伊藤学司 研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長

【厚生労働省】 高山昌也 大臣官房厚生科学課研究企画官

【農林水産省】 坂本里美 農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課

知的財産班課長補佐

【経済産業省】 宮本岩男 産業技術環境局大学連携推進課課長補佐

【特許庁】 月野洋一郎 総務部技術調査課大学等支援室課長補佐

【事務局】 塩沢審議官、土井参事官

○座長 第 5 回「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」を開催させていただきます。暑いところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、資料確認を事務局からしてください。

○事務局 お手元の資料、確認をお願いいたします。

「議事次第」のところに、資料１から４までを書いてございます。

資料１が「『研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム』構成員」でございます。１枚紙です。

資料２が、同じく「第５回会合招聘専門家リスト」。１枚紙でございます。

資料３が、本日の議論の中心になりますガイドラインのたたき台でございます。

また、資料４は、第４回の議事録案でございます。

以上です。

○座長 ありがとうございます。

資料４として配布した前回の議事録でありますけれども、既に発言者の皆様に内容の御確認をいただいておりますので、この内容でホームページに掲載をさせていただきたいと考えます。

また、本日の会議資料につきましても、これまでと同様、公開という取扱いにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○座長 それでは、御異議がないようですので、公開といたします。

それでは、本日の議題「（１）研究における特許使用円滑化に関する検討」の審議に入ります。

○座長 前回の議論を踏まえまして、そろそろ今までの御議論をまとめたいということで、事務局がガイドラインのたたき台を作成してくれました。資料３を基に説明をしてもらいたいと思います。

それでは、土井参事官からお願いします。

○事務局 お手元の資料３をごらんください。ガイドラインのたたき台でございます。簡単にではございますが、内容を御紹介させていただきます。

まず、１ページの「Ⅰ．基本認識」でございます。この部分は、前回の会合で御提示した骨子案にはなかった部分でございますが、これまでの議論の中でのいろいろな御発言を参考にし、基本認識として書くべきことと思われることを整理したところでございます。

（１）は、独創的かつ革新的な知的創造活動の刺激・活性化が必要だということ。

（２）は、前回の御意見を参考にしまして、要は事業活動のみならず、非営利目的の研究活動に携わる者であっても、他人の知的財産を尊重すべきであるということを書いてございます。

その上で、（３）は、このプロジェクトチームの前提となっております特許法第６９条の解釈について記載をしてございまして、（４）にございますように、この解釈を前提とすれば、非営利目的の研究活動であっても、特許権侵害を問われ、研究活動が差止めの対象となる可能性も否定できないこと。

一方で、3行目でございますが、アカデミックユースにとどまる研究については差止めの権利行使は認められるべきではないという意見や、このプロジェクトチーム当初からの意見としてございました、いわゆるリサーチツールのように新たな研究に不可欠な特許発明を広く研究に利用できるようにすべきとの意見など、多様な見解があるということを記載してございます。

2ページに参りまして、(5)でございます。こういう状況におきまして、我々として最も重要だと考える点は、(5)の下で2行でございます。研究活動自体が制限され、ひいては我が国全体としての知的創造活動の促進を阻害するおそれを何とかしなければならぬということで、それを踏まえまして(6)でございますが、こうした特許権等の紛争を未然に解決すること。更に知的財産の円滑な活用と研究活動の自由度をできる限り確保すること。そのために、何らかの指針を提示することが必要だというのが基本認識として書いてございます。

次に「II. 本ガイドラインの目的」でございます。この部分は、前回の骨子案をベースに若干の修正をし、つくってございます。ただ、後で御説明をしますが、括弧書きで注が書いてございまして「第IV章の議論によって修正の可能性あり」ということで留保を付けてございます。

(1)にございますように、本ガイドラインは、政府資金を原資として得られた研究開発成果に着目して、大学の知的財産について、他の大学等が非営利目的の研究においてそれを使用するための基本的考え方を示すものだというふうに書いてございます。

前回の議論で言います、大学間のルールをまずきちっと書く。これを念頭に置きまして、この目的を書きました。その上で、民間が入る場合の議論をここでいきなり書きますと、大学間の場合なのか、民間を含む場合なのかという議論が非常に混乱するおそれがありますので、とりあえずここでは大学間の目的を書いて、第IV章で民間が含まれる場合に議論をした結果、民間を含むようなガイドラインをつくる場合には、ここの目的をもう一度見直すというやり方を取ってはどうかということで、こういう記載にしております。

(2)は、関係省庁との関係でございますが、大学等の研究の場において適切に、このガイドラインを踏まえた取扱いが行われるよう努めるという点。

また、(3)も前回の骨子案にあったフレーズでございますけれども、本ガイドラインに示された基本的考え方が研究コミュニティに広く共有されることを期待するということを書いてございます。

3ページに行きますと、(4)でございますが、本ガイドラインは、非営利目的の研究活動における他者の知的財産の使用に関する基本的な考え方を示すものであって、個々の契約における最終的な判断は当事者間に委ねられているということを書いてございます。

次に「III. 大学等における研究ライセンス等の基本的考え方」でございます。前回の議論で、大学が権利を持っていて、それを他の大学が使いたい場合、いわゆる大学間の問題を深掘りすることが必要だという議論があったと思いますので、大学間を対象とした事

項についてを第 111 章で整理したということでございます。

最初の 3 行に、第 111 章の対象を明確に書いてございます。「本章は、政府資金を原資として得られた研究開発成果に基づく大学等の知的財産について、他の大学等が非営利目的の研究において円滑に使用するための基本的考え方を示すものである」ということでございます。

1 は、若干、精神規定になりますけれども、研究活動の自由度が確保されるよう、適切な対応を取るべきだということ。

また、その手段として、2 でございますが、ライセンス契約または自主的な権利不行使の宣言などがあるということでございます。

そのうちの「A．ライセンス契約」につきましては、前回の骨子案を基本的に踏襲した項目を設けてございます。

(1) は、非営利目的の研究のために知的財産権を使いたいという実施許諾を求められた場合、速やかにライセンス契約を結ぶこと。その際のルールとしては、非排他的実施許諾であり、かつ当該研究を差し止めないことを原則とすること。

(2) でございますが、この場合の実施許諾に対する対価は、原則としてロイヤルティー・フリー、または合理的なロイヤルティーとするということでございます。

「合理的」というのに意味づけが必要だという御意見が前回ございましたので、後段を設けました。「ここでいう『合理的』の判断にあたっては、非営利目的の研究が対象であることを考慮に入れなければならない」。これを付け加えております。

(3) は、有体物の場合の既定でございます。2 行目にございますように「有体物の作製・提供に要する費用その他の合理的な対価の支払を求めることは妨げられない」という点でございます。

後段は、前回の議論を踏まえたものでございまして「権利者は、当該有体物の使用にあたって再分譲の制限などの制約を課すことができ、これに反する行為に対する差し止めは妨げられない」という点を、前回の議論を踏まえて追加してございます。

4 ページに参りますと「B．権利不行使の宣言」というのを付けてございます。これは前回の議論で、権利不行使の宣言を契約と同格に記載するという整理がついたという理解をしております。それを踏まえまして、A、B という並びでここに記載しております。

(1) は、その権利不行使の宣言という方法があること。

また、(2) は、そういう宣言をした大学が、利用する側に対して一定の監視といえますか、そういうようなことができるように報告を求めるなどの妥当な条件を付すことは妨げられないことを書いてございます。

また「3．その他の留意点」は「A．ライセンス契約」「B．権利不行使の宣言」のいずれの場合にあっても共通する、他の留意点という整理で書いてございます。

(1) は、大学が商業目的あるいは実用化目的のライセンスを排他的に許諾する場合で

ありまして、可能な範囲で他の大学などに対して「研究ライセンス」を許諾する権利を留保しておくことが望ましいということ。

また、(2)は、研究者の大学間異動を念頭に置きまして、2 行目以降でございますが、当該研究者が他大学へ異動した場合においても、その異動先で行われる研究が非営利目的である場合には自己の研究が継続できるよう、ライセンス契約であったり、権利不行使の宣言をすることが望ましいという点でございます。

(3)は、この項目も前回からあった項目でございますが、前回の議論で、ここに挙げておりますようなリーチ・スルー・ロイヤルティーやグラントバックなどの条件については、否定的な表現で記載すべきだという御意見がございました。

そこで、(3)の5 行目でございますが、これらの条項については、権利者からの一方的なものであってはならず、あくまで当事者の合意に基づくものに限るべきであるという点を否定的表現として加えております。

また、次の3 行も追加事項でございますが、「この点について知的財産権者との合意が成立しない場合の、研究に対する差止請求権の行使については、非営利目的の研究を差し止めない原則が想起されるべきである」ということを追加してございます。

5 ページに参りますと、(4)ですが、これは前回と同じ項目でございます。後続する研究開発成果の公表の自由等を保障するという点です。

また、(5)は、本章は大学間における非営利目的の研究のためのライセンス等を前提としておりますけれども、大学等での営利目的の研究というものもあるだろう。そうした場合に、非営利目的の研究の場合を参考にしつつ、個別契約の中で決定をしていくことが必要であり、この場合であっても「研究ライセンス」が活用可能であることが想起されるべきであるという点を記載してございます。非営利に限らず、大学間であれば営利目的であっても広く相互に使えるようにすることを促すような規定と理解しております。

また、この(5)の1 行目に「大学等(や民間企業)」というのを書いてございます。今まで、この章では大学間におけるライセンス関係をどうするかということでございましたが、一方で民間企業の営利目的である研究についても、場合によっては大学の研究開発成果を使えるようにということが望ましいことではないかという指摘もございまして、括弧書きという形ではありますが、これを加えております。この点については、後で御議論、御意見をいただけるかと思います。

次に「IV. 知的財産権者に民間が含まれる場合の考え方」については、前回いろんな議論がございました。そして、どういうふうなことを書くかは決まっていない部分だと理解しております。

民間は対象とすべきではないという意見とか、あるいは大学間のルールを民間にも波及すべきであり、波及分について何かを書くべきではないかというような意見がございましたので、議論のためにはとりあえず第 IV 章という形で、大学間の議論と紛れないように分離をしておいて、ここにたたき台を提示しているということでございます。

最初の３行でございますが「本章は、政府資金を原資として得られた研究開発成果に基づく民間の知的財産又は民間と大学等の共有に係る知的財産について、大学等が非営利目的の研究においてそれを使用するための基本的考え方を示すものである」という定義をしております。

その上で、下にした中でございますが、具体的な例として、これは議論のために例示が必要だと思い、ここに書かせていただいております。

「民間企業がN E D O等の委託事業を受けて実施した研究開発の成果物としての特許」であるとか、あるいは「大学等と民間企業が共同で実施した政府委託の研究開発の成果物としての特許」、あるいは「大学等に民間企業が研究者を派遣して実施した研究開発の成果物としての特許」。こういうものを念頭に置いて、この章をどういうふうにすればよいかという御議論をいただければと思います。

(１)は、知的財産権者は、本ガイドラインの趣旨にかんがみ、大学等における非営利目的の研究活動の自由度ができるだけ確保できるよう、適切な対応を取ることが望まれるという点。

また、(２)は、民間の権利者の場合に、権利不行使宣言というのはなじみにくいのではないかと考え、ライセンス契約のみを言及してございますが、その契約に当たっても、最後の２行でございますが「上記ⅡⅡⅡに示す知的財産権者が大学等である場合の基本的考え方をできる限り尊重する」。つまり、非営利の研究を差し止めないとか、実施許諾をする場合の対価はライセンスフリーまたは合理的ライセンス、そういった第ⅡⅡⅡ章に書かれた考え方をできる限り尊重してはどうかということでございます。

６ページに行きますと「Ⅴ．運用において留意すべき事項」を書いてございます。(１)から(５)、いずれも前回の骨子案に同じような項目は設けてございました。

(１)は「簡便・迅速な手続」でございます。ライセンスに伴う手続負担を最小限にする。これが非常に重要なことでございますので「研究ライセンス」のための特許実施許諾契約書などの書式が存在する場合は、それを活用してはどうか。

そういう活用をする、あるいはそういう契約書があることによって、逆に契約が進まないという議論もございますけれども、使う使わないにかかわらず、権利者はライセンスに伴う手続を簡便・迅速に行うよう努めることが望ましいということを書いてございます。これは、前回のひな形の議論もあったと思いますので、それも参考にし、こういう修正を行っております。

(２)は「法務機能の強化」でございます。

(３)は「特許情報の活用の奨励」。

(４)は「ライセンスポリシーの公表」。

これらは、前回の骨子案に若干手を加えたところでございますが、特に大きな変更はございません。

また「(５)他者の知的財産のライセンスを受ける場合の取扱い」。大学等の知的財産

権者は、自らが他者の知的財産の使用者となる場合にも留意し、権利主張をするだけでなく、相互理解を促進するという観点で対応することが望ましいということを書いてございます。

資料３の説明は、以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、御審議をいただきたいと思いますが、前回までの議論に加えて、委員の先生方にいろいろ助けていただいて、事務局でこれを作成したというふうに聞いております。

今の説明でもおわかりのように、一番大きい論点は「Ⅳ．知的財産権者に民間が含まれる場合の考え方」のように思います。このⅣは後回しにしまして、あとは大学を中心にした記述がほとんどでございますので、まず御検討をしていただきたいと思いますが、

ということで「Ⅰ．基本認識」から御議論をいただくということにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○座長 それでは「Ⅰ．基本認識」について御議論をいただきたいと思いますが。何か御意見がある方がおられましたら、御発言をどうぞ。

○招聘専門家 この第Ⅰ章と第Ⅱ章と両方に少し関わるかと思うんですけれども、このドラフトをいただきまして、もう一度これまでの議論が網羅されているかということと、全体の流れということを考えましてもう一度読み返してみたところでございます。全体としての私の意見としましては、細かいところも大切ではございますけれども、このガイドライン全体としてどういうメッセージが出せるかということが重要なのではないかとこのように思っております。

それで、これまでの議論が網羅されているかどうかということに関しては、大体よろしいかとは思いますが、１点、こだわらうと恐縮なんですけれども、ずっと最初のころから出ていました現行の第 69 条の解釈との間での位置づけということに関しまして、それを現行解釈に限った場合についてこういった考え方があるというような議論をしていくということでございましたので、これをどこかに現行の解釈についてはいろいろな意見があって、中には法改正も検討せよというような声もあるというようなことを書き込んだ上で、また、そういったことについては、今後の検討課題として検討していきましょうというようなメッセージが必要ではないかと思います。これはここだけで言っているとは違って、実は「知的財産推進計画 2005」の中でも、国費原資以外のものについてというようなことと、あと法改正の可能性もというようなことも書き込まれていますので、それとの関係におきましてそんなに突飛な話でもないかなというふうに思います。

もう一点、全体の流れとしてなんですけれども、Ⅰ章の基本認識からⅡ章の目的のところに行くところで、基本認識のところでは我が国全体の知的創造活動の促進ということが

うたわれておりまして、11章のところで具体的に国費原資ということが出てきます。ここが、この会の議論をずっとフォローして聞いておられる方は特に問題なく読み込めるとは思うんですけども、このガイドラインを初めてお読みになる方の立場になって考えると、何か急にトーンが変わってしまうような気がいたしまして、それで大学や公的研究機関という権利主体を限定しているということと、政府の国費原資という限定があるということと、使う主体についても場合分けをして考えているということについて、この11章の一番最初の辺りに注意書きのような形で書き込んだ方が少し、このガイドラインの読み物としてのわかりやすさという意味で助けになるかなと思いました。

大きく分けて、その2点でございます。

○座長 ありがとうございます。

今、2つ御意見があったわけですが、2番目の方は急に政府資金を原資とするということと、大学等ということに限定していることが出てきて、それが少し唐突であるということですね。

○招聘専門家 そうです。特に初めて読まれる方にとってはそうであろうと思います。

○座長 わかりました。今の御提案といいますか、御意見は、とりあえず本ガイドラインとしては政府資金と大学に限ったということを一応書いておけという感じでおっしゃっているわけでしょうか。

○招聘専門家 その方がわかりやすくなるかなと思います。勿論、唐突だというよりは、タイトルが「政府資金を原資とする」ですから、タイトルに示されていると言ってしまうとそれまでなんですけれども、このタイトルの意味というようなことです。

○座長 それから、1番目のは、確かに第69条の第1項の取扱いについては何も書いていないので、そこは言及していた方がいいのではないかと。

それで、ここでは現在の特許庁の解釈を前提としているわけですが、整理としてはそうなっていますけれども、特許法第69条の解釈についてはほかの解釈もあるし、それから法律を改正すべきだという意見もないわけではないということ。しかしながら、こういうことに限定したということをごどこかに書いておかないということですね。

わかりました。今の2つの御意見についていかがでしょうか。

なるほどだと思いますが、事務局、何か。

○事務局 1番目にお話がありました政府資金に絞っていたという経緯とか理由を書けというのは、そのとおりだと思いますし、私もそのトーンをどういうふうに文章にしようかというので悩んでいたところでございますので、もう一度工夫してみます。それから、法律を見直すべきという意見があるということを書くということでございますから、例えば1ページの(4)のところにいろんな意見ということで、今回2つ書いてございますから、それに足し込むとかそういうことで工夫をしてみたいと思います。

ただ、第69条の見直しを今後の検討課題であるということまでをこのガイドラインの中に書くべきかといいますと、それはどうかなという印象を持っておりまして、例えば、そ

ここではできれば座長の方で言いましたように、法律の見直し議論があるという点でとどめさせていただければというのが私の考えでございます。

○座長 見直しをすべきだという意見もあるわけですがけれども、ここではこういった前提でガイドラインをつくったということの位置づけが明確になっていけばいいのではないかとのことですね。それでよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○座長 ありがとうございます。多分、今の御意見によって修文した方が位置づけがより明確になるように思います。

「Ⅰ．基本認識」で、ほかの点、いかがでしょうか。

どうぞ。

○招聘専門家 事務局の方に教えていただきたいんですけれども、Ⅰの(４)で「非営利目的の研究活動であっても」というところで始まって、次に「一方で、アカデミックユースにとどまる研究については」と書いてありますけれども、ここで「非営利目的の研究活動」と「アカデミックユースにとどまる研究」というのを何か区別されておられるのかどうかについてお伺いしたい。同時に、皆さんで、この辺のコンセンサスは取っておきたいと思ひまして発言させていただきました。

○座長 ありがとうございます。とりあえず、事務局。

○事務局 アカデミックユースという言葉は、このガイドラインたたき台の中でここだけで使われておりまして、特に非営利目的という言葉に加えて、新しい用語をつくらうとかそういうことではございません。ただ、ここではいろんな意見があるという意見の紹介の中で、大学での使用に対する差止めの行使は認めるべきではないという御意見がありましたので、それを書きました。

もし、この言葉を書くことによって複数の言葉が出て定義上おかしくなるということであれば、アカデミックユースという言葉をもう少し、ほかと整合性があるような形で多少修正ができないかというのを考えてみたいと思います。

○座長 どうぞ。

○招聘専門家 その修正を出したのは私なんですけれども、実はこのガイドラインのたたき台ができる前の議論で、アカデミックユースの議論をかなりしたと思うんです。その中で、ただアカデミックユースというものの定義をどこかでしなければいけないというような議論もあつたりとかしているんですけれども、たたき台が出てきた段階では、その言葉はすっぱりと消えて、非営利目的の研究というふうになっていました。

要するに、非営利の研究という概念は、どちらかというと、このガイドラインの適用に当たって非常にキーポイントになっていくので、ここの意味内容というのは、ある程度了解がある方がいいと思います。

ただし、その前段階のアカデミックユースの話については、そもそも国際的な議論もあるところで、だから、これについてはこういう見解があるということをつたえればそれ

でいいわけではないかと思います。

趣旨としては、もともとのこの案が第 69 条第 1 項の有力という見解がある。そこだと差止めがされる。それでは困る。だから、こういうガイドラインをつくる。こういう流れになっていたんです。

だけれども、そうではないのではないかと思います。第 69 条第 1 項については、実はいろんな見解がある。ある意味で混乱がある。だから、これが実際、紛争になってしまったときには、非常に現場で混乱が起きるでしょう。だから、こういう整理をしましょうというふうに持っていければいいのではないかと思ったので、例えばアカデミックユースのことを入れたりしたんです。

○座長 実は、事務局からこの案の説明を受けたとき、私も同じ質問をして、何でここだけアカデミックユースなんですかと言ったんですが、そういう意見もあるということが書いてあるという答えが返ってきたので、そうですかと私も引っ込んでしまったのですけれども、いかがですか。

○招聘専門家 了解はしましたけれども、個人的な感想としましては、非営利目的の研究について、差止権利行使が認められるべきでない、という表現では少し広いのではないか。アカデミックユースにした方が狭いのではないかというイメージを持っているんですが、いかがなものでしょうか。ここは非営利目的で差止権利行使は認められるべきでないという表現だと、現状には即さない。そうでしょうか、という質問になってしまいましたけれども。

○招聘専門家 私は、ただ単に、このたたき台がでる前の 2 回ぐらいケーススタディをやったときの議論では、アカデミックユースという言葉が出ていたと思ったので書いたんですけれども、そのときの皆さんの了解が非営利目的ということでもいいというのであれば、それで全然いいと思います。だから、それは先程のご発言のとおり、別に変更していただいても、私は特に異議はありません。

○座長 どうぞ。

○招聘専門家 恐らく、今のここの議論は、ガイドラインの本体に入る前に、恐らく別の課題になるものが存在するので、その点を、存在するかどうかというのと、文章上どう表現するかという問題だと思いますから、ここ自身で余り定義を詰めるということはそれほど必要ではないのではないかと。

ただ、むしろ、御趣旨をあれして踏まえれば、そういう意味で、別の問題といえますか、第 69 条の今の通説を前提にしない。それは解釈の見直しがあれば、国際的な条約の改正の議論も含めた、あるいは一方的な議論も、それは別途あり得る。それはそれで、そういうふうに認識しているということを何らかの形で残しておけば足りるのではないかという気がいたします。

○座長 よろしいですか。

そうしましたら、このアカデミックユースのところはちょっと考えさせてください。や

はり、ここだけ出てくるのが唐突だというのもなるほどだと思いますが、アカデミックコースと非営利目的の研究との定義を議論しても余り生産的ではありませんので、また全体的に文字の修文その他あると思いますから、一緒に考えさせていただいて、御趣旨は大体わかりました。

それでは、そうさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○座長 それでは、ほかの点、いかがでしょうか。もしよろしければ、さっきのご発言もⅡに半分入っているわけですが、Ⅱに移ってもよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○座長 それでは、どうぞ、また戻っても結構ですので、Ⅱについて御意見をちょうだいしたいと思います。

最初のところに があって、第Ⅳ章の議論によるというところはとりあえず棚に上げておいてください。

どうぞ。

○招聘専門家 非常に単純な質問なのですが「大学等」とあるのはどういった定義なのでしょう。これは質問です。

○座長 これも、どうぞ。

○事務局 １ページの（３）というところに「大学等」の定義がございます。「大学・公的研究機関等（以下、『大学等』という）」。

○座長 それでいいと思いますが「公的研究機関」にも「等」が付いているので、それはどうなんですか。

○事務局 そこは、実は何人かの方に御指摘をされたところでございまして、もう少し周辺にどういうものが入るのかというのを整理しようと思っております。

ただ、現時点で、周辺のところといいますと、例えば高専が入るかとかそういう議論はあるわけですが、今の議論の段階でそれを精緻に書くことよりも、大学と公的研究機関を念頭に置いていただければ今日の議論は済むのではないかと思います。

「等」という点、不正確な部分がございますので、調整はさせていただきます。

○座長 高専で話が済むのであれば、高専と書けばいいわけですから、少しここは詰めてもらって、定義を明確にしてもらった方がいいと思います。そんなに難しくないかもしれませんが、お願いします。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、後で戻っても結構ですので「ⅢⅢ．大学等における研究ライセンス等の基本的考え方」について御意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○招聘専門家 こちらに関しましては、３点ほどあります。

上の方から順に行きますと、４ページ目の３の（２）のところなんですけれども「知的

財産権者は、当該研究者の求めに応じて異動先である大学等と速やかに研究ライセンスの契約を結ぶ、又は権利不行使の宣言をすることが望ましい」というふうに、異動した場合の取扱いについてというのがありますけれども、ここに関しましては言葉の書きようだと思うんですけれども、これは「望ましい」というよりももうちょっと強い言い方、例えば原則としてこうしましょうというような書き方をする方がよいのではないかというふうに思います。

2点目なんですけれども、(3)のところで、リーチ・スルー・ロイヤルティーとかグラントバックのところなんですけれども、ここに関しましては、グラントバックについては独占的にグラントバックをするというのは独占禁止法上も問題がありますので、そこはあえて「非排他的ライセンスを」ということを3行目に入れて、グラントバックでも非排他的なものであるということを示唆しているのは非常にスマートな書き方であると思います。

それに加えて「当事者の合意に基づくものに限るべきである」ということで、この合意の定義というのは詳しく考えていきますと、単に契約書にサインしたら合意したのかどうかというと、例えば技術の代替性がない場合にしぶしぶ合意させられてしまうというような状況をどうするかということで、そこをどう表現するかということなんですけれども、合理的な条件の下での合意とか、何かそういうような文言を入れると、よりこの趣旨が明確になるかなというふうに思いました。

それから、5ページ目の(4)に関しましては、これまで、私はこれまで明確に気づかなかったんですけれども「権利者への事前の通知」というのがありますけれども、これをあえてここに入れる必要はあるかという疑問が湧いてまいりました。勿論、権利不行使宣言をしている場合には、後から通知を要求するぐらいであれば使用するとき連絡した方がいいのかもしれませんが。

つまり、例えば著作権の場合と特許権の場合は違う法律ではありますが、例えば文章として公表したものだというのがだれが引用しようと、引用するときに一々許諾を得るものでもないのと同様に、ツールとして自由に使うことを許諾したののに関して、それを使ったときに論文に書くというようなときに、事前に通知する必要があるかどうか、勿論、必要があるというケースがあってもいいとは思いますが、事前の通知というのを必要最小限のものの中に加えてここにあえて書く必要があるかどうか、少し疑問であると思ひまして、少し提起させていただきました。

ちょっと長くなりましたけれども、その3点でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、今、3つの御意見がありましたけれども、直近から行きますと、最後の事前の通知について、いかがでしょうか。ここまではする必要はないのではないかという御意見だと思いますけれども、これはどういう経緯で入ったんですか。

○事務局 前から入っていたので、どこからかというのはちょっとわかりませんが、私の

聞いた感想では、少し必要最小限の中にこれを逆に推奨するような形になってしまうという印象を持ちました。

○座長 これは、取ってしまうとどうなりましょうか。

○招聘専門家 合理的期間内の公表禁止や出所の明示などという、2つ例示がされているので、そんなにおかしくはないかなと思います。

○座長 ほかの御意見の方は、いかがでしょうか。

確かに、ここまで書いてしまうというのは少し強過ぎるような気はします。通知していただくケースがあってもいいかもしれませんが、望ましいとは言いながら、やはりオブリゲーションみたいになってしまうと。

どうぞ。

○招聘専門家 実際に、こういう紛争を扱ったことがあって、非常にナイーブな問題、要するに特許以上にナイーブかなというのがあって、弁護士には理解ができない。つまり、やはり研究成果に対して名前を出すとかということの意味が非常に難しい問題があるという事を非常に実感した経験がございますので、余りナイーブなところには国が踏み込まないというのも一つの在り方ではないかと思います。

もう一つ「出所の明示」の「出所」というのは、何の出所ですか。特許権のことなんですか。この意味が「出所の明示」というのがどういうことなのか、何の出所の明示なのか。今、読んでいてわからなかったんです。

○座長 事務局、これも前からありました。

○事務局 大変申し訳ありません。ノーマークだったものですから。

○招聘専門家 その部分、私はAの(3)の有体物等のマテリアル・トランスファーとの絡みで出てきているんだと思います。

特許がまだ公表されていないような状況、それからマテリアルの提供者を公表するのかわしないのか。こういった問題は、本当はマテリアル・トランスファーの問題として整理されるべきなのではないかと思っています。それが一緒に解決するために一緒に出てきているような思いがします。

本当ならば、マテリアル・トランスファーはこうあるべきだというのが、特に大学間についてまとめてあって、それはこの中に含めるか。含めない方が本当はいいんだと思うんですけども、それと、それを尊重しながら、そこに関わる特許権についてはこう扱わなければいけないということが、この中で規定されるのがいいんだと思っています。そういう意味で、このトーンは強いと思います。(4)の部分は基本的にはマテリアル・トランスファーの中にきちっと盛り込まれればいいんです。そうでない場合に、特許に関わる内容を含んでいる場合の取扱いとして軽く触れておいてもいいのではないかと考えているところです。

○座長 文言としては、どういう文章がいいでしょうか。

簡単に、いかがですか。

○ 招聘専門家 例えば、未公開特許などの問題を避ける場合に限られるとか、そういった意味がわかるようにしたらいかがでしょうか。

○ 座長 急に、そこは簡単な修文でいかないかもしれません。何かいいアイデアは。どうぞ。

○ 招聘専門家 これは恐らく、どういう慣行があるかによってあれなんですけど、やや推測で申し上げていますが、非常に単純に読めばむしろ有体物の場合かもしれませんが、当該発明を使用して出てきた研究成果であるということを触れてほしいと、権利者の方がそういう条件を付けることがあり得る。それは別に必要最小限だと考えましょうというふうに普通に単純に読めば読めるのではないかという感じがいたします。

先程のご発言のような議論もあるのかもしれませんが、もっと単純に読んでしまうと、それはそれで流れるような気もいたします。

○ 座長 出所の明示ということ、そう理解するということですね。

○ 招聘専門家 はい。

○ 座長 いかがですか。

○ 招聘専門家 こども、この間も思ったんですけども、今日ライセンスという言葉が出てきて、一挙に特許の大問題の話になってくるんです。

今の、例えば「B. 権利不行使の宣言」のところに「報告を求める等」と書いてありますが、当然ライセンスを与えた場合でも同じことが言えますね。ですから、やはり義務とか権利とか、いわゆる不行使とかということが全体的にやや漠然と書かれているような気がするんです。

ですから、どんな場合でも、私は持論といいますけど、あれなんですけれども、特許は自分たちの技術保全のために出されているわけですから、それを使用する側が明快に、この特許を使用するということは、やはり一貫して全体的にどういう宣言がなされようとするべきだと思うし、それが前提だといろんなことがすっと思ってしまうんですけども、不行使と言いながら何かを求める。これは完全な義務です。

確かに、先程の御発言にあったように研究成果に対して名前を出すかどうかの意味が非常に難しいという問題がある。そういうことが学者として大問題になってきますから、何か混在してしまっているという気がします。ライセンスという言葉と権利不行使という言葉と報告義務という言葉でしょう。これは実際は重大な問題になってくる可能性があるもので、もうちょっと根本的なところで、本来、特許を出されているわけですから、その特許に対して、使用する側は非常に簡単でもいいけれども、とにかく何かの使用許諾を求めるということが通っていけばすっと思ってしまうんですけども、どうもライセンスという言葉が非常に民間企業としては重大な問題なので、そこが一挙にフォーカスが義務的なところに当たると同時に、漠然としているということが何かまとまらなくなっているという感じがするんです。

○ 座長 それはそう読めるかもしれませんが。結局、宣言をするということで一々個別の契

約をやめようということを言っているわけですから。

ここの(4)は、そのうち、特に後続する研究開発成果の公表の自由について書いてあるわけで、その公表の自由は原則として認められるべきである。ここで切った方がいいのかもしれませんが、公表に対する制約というのが次に書いてあるということになるわけです。何か政府が拘束をこういうことに与えるのがいいかどうかという問題もあると思います。

どうぞ。

○招聘専門家 この(4)に関しては、恐らく「Ⅰ．基本認識」の(2)に記載されている「他者の知的財産を尊重し」というところで、どう尊重すべきかというところが具体的に表現されているのではないかと思います。

研究者であれば、やはり自己の成果を他人が取り扱うに当たって尊重して扱ってほしいという意識があると思いますので、どこまでがだれの研究であったかという意味での出所ではないのかと思います。

恐らく、公表に対する制約で、合理的な期間というのは、特許出願をしていれば出願が公開されるまでというのが一般的な合理的な期間ではないかと思うんですけども、その後であれば番号も通知されているでしょうし、この技術を使ってこういう新しい成果が出ましたということで、もともとの権利者の知的財産を尊重した形で公表しましょうということが表現されているのではないかと思います。

○座長 このままでもいいのではないかと。

どうぞ。

○招聘専門家 つまり、制約の表面づらが書かれているんです。公表禁止とか、事前通知、出所の明示とあって、何の目的のためにこういうのを書かせているのか。つまり、二面性がありまして、確かに未公開特許の場合にはそんなにいっぱい公表してもらっては困るので、逆に制約したいというのがあるでしょうし、そうではない、フェアに自分が使って、要するに論文に引用するのであれば、ちゃんと自分の成果をちゃんと使ってやったということを言ってほしいというのであれば、逆に公開の方向に向かうでしょうし、だから、この2つの目的は両方とも合理的なんです。

つまり、未公開特許の保護ということと、研究成果をはかる、要するに使ったということとの公表ということ。両方とも目的は合理的なんですけれども、それを仮に条文に書こうとすると、条文の字面のところは反対の言葉が出てくるはずなんです。だから、この書き方は逆に言うと、やはりわかりづらい。

だから、むしろ目的で押さえる。例えば、特許の使用を明示しているということを求めるとか、あるいは未公開特許の場合には特許の保護のために制限するとかという書き方にして、具体的にそれ以上のことは書かなくてもいいのではないかと。そういうような合理的な目的に限ってとどめるべきであるというような書き方をすれば、余りいろんな議論を、今、出所の明示にしているんな解釈論が展開されましたけれども、同じような解釈論を国

民が展開するようでは困るわけですから、その方が誤解がないのではないかと思います。

○座長 文章はともかくとして、今のような御意見はいかがですか。

どうぞ。

○招聘専門家 前提なんですけれども、最初の発明については特許出願前というのは余り考えにくいのではないかなと思うんですが、仮にそれで出願されていて、ただ、未公開である。それを利用して、改良発明か何か、あるいはそれについての論文あるいは特許出願を考えたときに、先願をした人が自分の特許が公開されていないから、それを利用してつくった発明について公表してもらうのは困るということを、求められるというのはわからないわけではないんですけれども、結果としてそれでいいのかというと、我々法律家から見ると若干疑問があります。むしろそれは、法律的な効果だけから言いますと、そのような要求は理由がないのではないかなという気がします。

ただ、研究者として、最初にこの分野について特許出願をしたんだけれども、最初に自分の特許出願が公表されるべきであるというような希望が強く、科学者のプラクティスとしては当然ですということであればわからないわけではないんですけれども、ちょっとどうなのかなという感じがしました。

○座長 特許のそもそもの特許たるゆえんに反するのではないかなという御意見だと思います。

そうしましたら、お二人の専門家の御意見を踏まえて、文章をつくっていただけますか。今すぐぱぱとうまい文言は出てこないかもしれません。

おっしゃるとおりで、この先願主義をさっぱり出願していない問題についてというのはデリケートです。

それでは、そこはそうさせていただきますして、最初の４ページの（２）のところ、「望ましい」というところは少し弱過ぎるのではないかなという御意見であったと思いますが、いかがでしょうか。もう少し強くした方がいいでしょうか。

○招聘専門家 私は賛成です。この上の会で、たしか渡部委員だったと思うんですけれども、やはり研究者の流動化というのが非常に激しい現在で、かつこれからもどんどん激しくなるときに、やはりそれはちゃんと踏まえたものをつくってほしいというのが、ここのプロジェクトチームにまず注文として付いていたはずなので、その趣旨から言っても、「望ましい」というのでは確かに漠然としているかなと思いますから、もう少し強く書いてもいいのではないですか。

○座長 セCONDが出ましたが、いかがでしょうか。

事務局、それでは考えてくれますか。

○事務局 わかりました。ただ、強くすると言ったときの表現、どういうものがあるかというのは悩ましいところがありまして、ほかにも望ましい、望ましいというのが。

○座長 これは内容に関わりますから、ほかに、べきであるを書いてあるところもありますから、何も合わせなくたっていいわけです。

どうぞ。

○ 招聘専門家 参考までですが、期待される、要請される、宣言すべきである。要請されるぐらいではないでしょうか。そういう感じがしました。

○ 座長 いかがですか。それでも弱いという御意見はありますか。

それでは、とりあえず、今の御提案で特に御異論がなければ、そうさせていただきます。

それでは、4 ページ(3)のところをもう一回御説明いただけますか。

○ 招聘専門家 (3)のところで、真ん中の辺りに「当事者の合意に基づくものに限るべきである」ということなんですが、グラントバック等の条項について「これは権利者からの一方的なものであってはならず」というのがあるので誤解はないと思うんですけども、あくまで「当事者の合意に基づくものに限るべきである」という「合意」というのを、単に契約書にサインしてあればいいのかということもそういうことでもないの、当事者の合理的な条件下での合意に基づくものに限るべきであるとかということで、合理的な条件下でのというような文言を入れればより趣旨が明確になるかと思います。

○ 座長 この件はいかがでしょう。

明確になったのか、ならないのか、私はよくわかりませんが、委員の方々がその方がいいということであれば、私は強いて異論を唱えません。

どうぞ。

○ 招聘専門家 この部分について、実は前回の蒸し返しになって申し訳ないんですけども、大学間のライセンスの中に、本当にこのリーチ・スルー・ロイヤルティーとかグラントバックということを規定する必要があるんでしょうかというふうに思っています。

すなわち、民間との間において問題が生じる可能性を秘めているのであって、今、原則、大学間のライセンスを中心に議論しているときに、こんな議論をしていると大学間にあらぬことを、寝てる子を起こしてしまわないだろうかということも含めて感じるんです。

○ 招聘専門家 前回申し上げたんですけども、実際にあります。

○ 招聘専門家 大学間でですか。

○ 招聘専門家 あります。あるいは共同研究契約とかに入ってくるとか、そういうのは実務的に入ってきています。これは全然寝た子でも何でもなくて、日本全国各地には起きている人がたくさんいるという実感をしています。

ただし、リーチ・スルー・ロイヤルティーというのはなかなかないと思います。要するに、ロイヤルティーを生むというのがなかなかないと思います。ただしグラントバックについては非常に、ある意味で当たり前というような感じで入ってきています。

○ 座長 前回の議論は、ちょっと覚えておりませんが、リーチ・スルー・ロイヤルティーも入れた方がいいという御意見だったんですね。

そうしますと、また話を戻しますけれども、合理的な条件下でのというのを挿入することについて、いかがでしょうか。

それでは、特に御異存がなければそういたします。

○ 招聘専門家 済みません、もう一度、大変申し訳ないんですが、合理的な条件のグラントバックはわかるんですが、合理的な条件のリーチ・スルーと言うと、ますますリーチ・スルーが合理的な条件が推奨されるようなことになってしまいませんかでしょうか。

○ 座長 文言としてですね。

○ 招聘専門家 はい。

○ 座長 それはいかがなんでしょうか。

○ 招聘専門家 ですから、ある特許があって、それを許諾されて、研究が自由にできる。またそこから新たな権利が発生してくるし、発明が行われるわけです。それは連綿と繰り返されるので、要するに単純にグラントバックだとかリーチ・スルー・ロイヤルティーとかというわけにはいかないと思うんです。

ですから、どういうふうにどうやって線を引いていくのか。例えば、一番最初にあった技術を利用した側が更に非常に拡大した大変な発明をしてしまう場合もあります。ですから、結構簡単に書けるような代物ではないと思うんです。それをどういうふうに処置していくのか。結構、この表現は難しいのではないかと思います。

これは一応、権利者から一方的なものであってはならず、当事者間の合意に基づくと言うと、これは特許の原理原則の話です。どういうふうにここを解釈するのかというのは、これを読んだ人は結構困ってしまうのではないかなと思うんです。技術開発というのは、どこまでもずっと続いていくわけですから、単純な1か所の問題ではないのではないかなという気がするんです。

○ 座長 それでは、どういうふうにしたらいいですか。

○ 招聘専門家 ですから、基本的にはこういうような、そういうことを言うと大もとの話になっているので、ひっくり返すような話になってしまいますけれども、基本的にはすべての特許技術に関しては使用者側は必ず許諾を求めて。

○ 座長 それは、何回も申し上げているように、それをなるべく避けようということ来ていますから、それは前提として御了解いただかないと。

しかしながら、個別の契約を否定しているわけではありませんから、すべきところはすればいいんですけれども、しかし、包括的なことは一切だめだとなってしまうと、我々の思想から外れてしまいますので、そこは合意されているところですから、そこは余りそこまでさかのぼらないでください。

どうぞ。

○ 招聘専門家 ここでのコンセンサスが、これは勿論、大学間の話なんですが、大学間の話として、こういうリーチ・スルー・ロイヤルティーとかグラントバックについては、どちらかという慎重なという姿勢でよいということでコンセンサスをしてあるのであれば、ここでの書き方を、5行目のそういう「義務を課す条項については」のときは、この次がいきなり合意の話ではなくて、合理的な理由がある場合に限るべきであるとか、もう少し中身の話で書けばいいのではないかな。

そうしないと、確かに契約書にサインをすれば、それは合意があった。基本的に、それは法律の原則として脅迫とか詐欺とかがない限り、なかなか合意が、自由な意思の下に合意をしたと言えるといいますか、そういうふうに解釈するのは当然なので、やはりそうすると、合理的な理由に基づくものというふうに書くと抑制が働くかなと思います。

ただし、これは皆様のコンセンサスとして、そういうものに対してかなり慎重にということがあるという前提であればということです。

○座長 どうぞ。

○招聘専門家 これは、次の話に移ってしまって「V. 運用において留意すべき事項」というところに、第1項目にありますね。いわゆる当該書式がある場合はそれを結ぶべきだというのが第1項目に書いてあるでしょう。ですから、混乱すると思うんです。どうしたらいいんだということになるのではないですか。

これは要するに「特許実施許諾契約書など一定の書式が存在する場合は、当該書式を活用して研究ライセンスを許諾するなど」、それが望ましいと書いてあるわけでしょう。だから、本来はいわゆる運用について第1項に、本来は書式化するのが正しいと言っているのと同じだと思うんです。だから、ここは混乱してしまうと言っているんです。

結構重要なところが、どうでもいい、漠然とうまくやれというふうに書いてあるように読めちゃうと、実際にこれをやって、研究員はどうしたらいいかということになる可能性があるのではないですか。そうすると、何を優先としてやっていったらいいかがわかりません。

そうでしょう。運用の第1項目がそうなっているでしょう。

○座長 これは、東大などは急に運用に移ってしまいましたけれども、この辺はどうされるんですか。

○招聘専門家 東大は東大なりのひな形というのがありますけれども、ひな形でがちがちに運用しているということでは決してありませんので、ひな形以外の柔軟な運用をしているという現状からしますと、この3の(3)に戻った場合に、私は当事者の合意に基づくと書いていただければ、我々の運用は可能です。

ただ、ちょっと心配なのは、自慢していることでも何でもないんですが、知財の弱い大学があった場合に、そこが非常に難しいのではないかという気がいたします。

それと、先程御発言がありましたがこれは現実に起こっているものの一番大きく起こっているのは、海外の一部の大学が非常に厳しい条件を達成できますので、それが日本のルールになることを未然に防ごうという意味では、ここに強く書くこと自体は日本の常識、日本のモラルはきちんとしたものを持っているんだというのを国が示すという意味では重要な意味があるかなという。

○座長 それは、3の(3)ですね。

○招聘専門家 3の(3)です。

ついでに申し上げます。先ほど議論になった3の(4)に関しても、海外に関しては厳

しいです。国内に関しては、これもモラルといいますか、アカデミックなコミュニティの常識の問題なのですが、従来はこれは黙っていてもみんなやった話なんです。ところが、最近、国内はまだモラルが守られているんですが、海外は勝手にやってしまうというのがあるので、それに対する歯どめとしてはやる必要がある。

3の(3)に戻りますと、同じような、海外に対して海外の文化を日本がどう受け止めて、どう防御するかという問題につながりますので、合理的な理由あるいは当事者の合意、両方を入れても私は構わないと思うんですが、いかがでしょうか。

○座長 Vの(1)は混乱するのではないかという話はどうですか。

○招聘専門家 Vの(1)は、一定の書式が存在する場合でも、東京大学の場合にはひな形とひな形以外の運用を柔軟にやっておりますので、うまい解釈をケース・バイ・ケースでやっているというので問題はないんですが、先ほど申し上げましたように、一部の大学でそれに対応し切れるかということに関しては不安を感じるということです。

○座長 どういう不安でしょうか。

○招聘専門家 柔軟な対応、要するにケース・バイ・ケースの対応ができないので、一定の書式でしかやらないということになりますと、その書式にどう書いてあるかですべてが縛られるということを考えております。

○座長 そうでしょうか。でも、これはあくまでも運用の話でありまして、全体の思想はここでずっと書いてきてあるわけですから。

○招聘専門家 その思想が一定の書式に反映されていれば問題はありません。

○座長 その上でのVの(1)ではないかと思うんです。

○招聘専門家 そうだとすれば、問題がないでしょう。

○座長 ただ、これはその前の思想が反対だという人はだめなんです。反対だという人は、これは混乱するんです。

○招聘専門家 だから、私だけが思うのではなくて、読んだ人がそう思うしまうとガイドラインの趣旨は大体だれでもわかると思うんですけれども、実際にどうしたらいいのかという質問に対して答えられなくなってしまうのではないかと思うから言っているんです。

○座長 実際は、やはり大学がきちんとした対応を最初にするわけです。その後で、この全体の思想はそうだと思うんです。

しかしながら、ライセンスあるいは特許実施許諾契約書の一定の書式が存在する場合に、それを活用するケースについてはこれをこうしなさいということだと思うんです。そういうふうに読めないとすれば、変えなければいけませんけれども、事務局、読めないですか。読めないとすると、もう少し詳しく書かなければいけません。

○招聘専門家 だから、いろんな先生方はさっと読むと思うんです。最後は先生方の問題ですから、実際に権利者が大学であろうとなかろうと、特許の発明で自分の権利をこうしたいと思うのは発明者であるわけですから、その人たちがずっと理解してくれないと混乱要素ができると、私は逆に思うんです。

- 座長 それでは、もっと詳しく書きましょうか。
 - 招聘専門家 だから、どうしたらいいか、私にはあれですけども。
 - 座長 というのは、もし、そうだとすれば同じことを書かなければいけないんです。
 - 招聘専門家 ただ単に、Ⅴの(1)の1行目の一番最初のところに「研究ライセンス」、要するに2つの手段があるというのがⅢの冒頭に書いてあるんですけども、「研究ライセンス」契約方式を取る場合にはとか、何かそういうのをただ入れれば、その場合にはこれなんだとわかると思うんです。
 - 座長 Ⅴの(1)ですか。
 - 招聘専門家 今、Ⅴの(1)の話をされていますね。だから、それが権利不行使宣言の話と「研究ライセンス」の話が並行していて、どっちの話なのかというと、これは「研究ライセンス」方式を選択した場合の話だから、それをちゃんと書けば多分いいのではないかと思います。
 - 座長 それではだめだということですか。
 - 招聘専門家 「研究ライセンス」のための特許実施許諾契約書など一定の書式が存在する場合は、当該書式を活用する。そういう意味においては、これは不行使宣言の場合にはそもそもそういうのはないということは法定されていると思うんです。
- 前半との議論の関係では、ひな形というものが当然ベースになるけれども、ときどき、例えばアグレッシブな大学の方がこういうグラントバックとかオプション情報としてくっ付けるということがあり得るかもしれぬという事態を想定して、例えば3. とかの留意点で書かれている。
- ただ、そういうことを何も考えない人はひな形でいいという人は、ひな形を使えばそれが一番簡単でしょうというのは、この議論における簡便・迅速な手続のときの思想ではないかと思いますので、これはこれであった方がよろしいのではないかという感じがいたします。
- 招聘専門家 私は、このことを盛り込むということをどうのこうの言っているのではないんです。ですから、当然、実際に次の利用発明が起こったときにいろんなことが起こってきます。
- ですから、私はそれに対して記載すること自体をぐじゅぐじゅ言っているのではないんです。混乱しないようにする必要があるだろうと言っているだけで、それは最終的には文言化せざるを得ないから、やはりこれは事務的に文言をある一方では明確に求めているわけでしょう。
- こうやって、でも、ある一方では漠然とうまく使ってこようという話が混在すると、どうしていいかわからなくなってしまうでしょうと言っているんです。私が言っているのは、それだけのことなんです。
- 招聘専門家 基本的に、特に普通に深いことを考えなければ、単純な1枚紙のやりとりで済むのではないか。それが基本形ではないかと思いますし、もっと簡単なのは大学にお

いて不行使宣言をやってしまう。これが一番簡単です。

ただ、当然そういうことで全部 100 %いけるかというとはなくて何回もおっしゃられているように、個別の柔軟性だとかというケース・バイ・ケースの判断というのがあります。ケース・バイ・ケースの判断のときに、ただこういう場合は気をつけましょうというのが、書いてあるというのが 3 . のところではないかと思うんですが、そういうふうにしたときに、そこまでわかりにくいと言われると、この趣旨はそこまではわかりにくくないのではないかと思います。

○座長 3 . ではないんです。私が気にしているのは、V の (1) が混乱すると言っているから気にしているんです。そうでしょう。

だから、そこは先程の御発言にあったように「研究ライセンス」方式を選択した場合の話だということを半行ぐらい入れて、混乱がなくなるのであれば、私はそうした方がいいと思います。

○招聘専門家 それで、「研究ライセンスのための特許実施許諾契約書」と書いたのは、ただ単にここで「特許実施許諾契約書」と書いてしまうと、先ほどのいろんな知財本部の実力のあれで、本当は企業さん相手の特許実施許諾契約書という一つのひな形があるわけです。そのひな形を、わかった、それでは「研究ライセンス」にもそれを使ってしまおうという、要するにひな形が 1 つしか、応用ができないととんでもないことが起こるんです。

全然思想が違うのにとんでもないことが起きてしまうので、そこでわざわざ「研究ライセンスのための特許実施許諾契約書」となっているのではないかという趣旨だと思うんです。要するに、逆に「研究ライセンス」用に特許実施許諾契約書をちゃんと持ちなさいという趣旨だと思ったんです。

○座長 話を戻していいですか。V の (1) はそうさせていただきます。

話を戻して、3 . の (3) ですが、先ほどのいろんな御意見で、合意という文言があってもいいという人と、そうでない方がいいといういろいろ御意見がありましたけれども、後続する研究成果に関して義務を課す条項については、その後、修正して、合理的な理由に基づくものに限るべきであるという御提案がありましたが、いかがでしょうか。もし、その方がよければ、そういたします。

どうぞ。

○招聘専門家 「権利者からの一方的なものであってはならず」は残していただきたいです。

○座長 残した方がいいですか。

○招聘専門家 はい。その後に、先ほどの文章を。

○座長 「権利者からの一方的なものであってはならず」、その次に合理的な理由に基づくものに限るべきであると、そういう御提案ですが、よろしいでしょうか。 それでは、とりあえず次に進ませていただきますが、IV . をちょっと後回しにしまして、「V . 運用において留意すべき事項」の (1) は、先ほど御議論がありましたけれども、ほかの点は

いかがでしょうか。

どうぞ。

○ 招聘専門家 済みません、ちょっと戻ってしまうかもしれないんですけども、今の議論をいろいろ聞いていて、「３．その他の留意点」に余りにもいろんなことが書き過ぎているので、ちょっと混乱をしているのではないかと思います。

研究ライセンスのことも書いてありますし、（４）は後続研究の成果とか、公表の件も書いてあります。（５）なんかは営利目的の話も書かれていたりして、この辺をちょっと整理すると、もう少しわかりやすくなるんじゃないのかなと思います。

それで、確認が必要になるのが「研究ライセンス」という言葉なんです。定義はⅡⅡ．の２．のＡ．の（１）に書いてあるんですが、枕詞に「非営利目的の研究のために」という言葉が付いているがゆえに「研究ライセンス」というのがときとして非営利目的でないときにも「研究ライセンス」という言葉が使われているような印象を受けるのですが、この辺整理が必要なんではないのかなという気がいたします。

「３．その他の留意点」のところを読んでいくと、趣旨として言わんことは大体わかるんですけども、ちょっとよくわからなくなってくる。○ 座長 ただ、今の談ではそれだけでは済まなくて、代案を出していただきたいと思います。そうでないと進みませんから。

○ 招聘専門家「研究ライセンス」ということであれば「非営利目的の研究のために」の「非営利目的」の部分抜いてしまった方が、定義としてはいいのかなという気がしたんです。全部見ていないのでよくわかりませんが。

○ 座長 「研究ライセンス」という定義が非営利目的だというのはおかしいと言えば、おかしいかもしれませんね。

○ 招聘専門家 今おっしゃっているのは、ⅡⅡ．のＡ．の（１）ですね。これは正直言います、非営利目的の研究のために求められた場合には、とにかくすぐライセンスをして差止めないよということですね。これは営利目的であれば、ここまで書けるかということはあると思うんですよ。

○ 座長 だから、そういう質問ではなくて。

○ 招聘専門家 でも、ここに「研究ライセンス」の定義が出てきてしまっているんです。だから「研究ライセンス」という言葉を、要するに、この文脈から言えば、ここで「非営利目的の研究」という言葉を抜くわけにはいかないだろうと思うんです。

○ 座長 それは多分そうだと思うんですが、今の御質問は「非営利目的の研究のために」云々として「（以下『研究ライセンス』という。）」というのは、少しおかしいではないかという御意見だと思うんです。けども、こう定義してしまえば、そういう考え方も。

○ 招聘専門家 そうだとすると、この定義のところを、Ａ．の（１）にもってこないで、つまりＡ．の（１）の１行目の「（以下『研究ライセンス』という。）」というのを削除して、その上のところに、つまりⅡⅡ．の２．のところに「以下に示すライセンス契約と

あって、その次にもってくるというのも、ここはニュートラルな書き方ですから、非営利とか、営利とか言っていないので、ニュートラルだと思うんです。そこにもってくるということにしたらどうでしょうか。

つまり III . の (1) のところで「非営利目的の研究」という言葉を抜くわけにはいかないと思います。

○座長 それは、ローカルに見ただけの話ですから、後ろの方を考えると、そうだというのは、そのとおりだろうと思いますが「研究ライセンス」というのは、後で何回も出てきますから、きちんと定義しておかなければいけないですね。それをどういうふうに定義されますか。

○招聘専門家 もう少し III . の 2 . のところの「以下に示すライセンス契約」という言葉をもう少し書き足せばいいんじゃないかと。

○座長 いや、それでも「研究ライセンス」というのは「非営利目的の研究のために」云々以下は使われているんだと思います。

○招聘専門家 そうではなくて、「研究ライセンス」という言葉自体は、研究のためのライセンス契約ですから、別に非営利目的に限らないので、営利目的の研究に対してもライセンス契約をしようと思ったらできるわけですね。

○座長 ですから、今の御意見はそういうことだから、そうだと非営利を除けということに。

○招聘専門家 だから、A . の (1) のところで「非営利目的の研究」という言葉を外してしまうと。

○座長 だから、それは外すべきではないというのはそのとおりですが、要するに、以下の省略と合っていないということを御主張されているだけです。

○招聘専門家 そうです。だから 2 . のところでちゃんとライセンス契約の意味を書けばいいと思います。

○座長 どういうふうに書けばいいですか。

○招聘専門家 営利または非営利と書かずに、研究のためにと書けばいいんでしょうね。研究のために当該知的財産権の実施許諾をする、というか研究のためのライセンス契約なんですけれども、だから研究のために知的財産権の実施、研究のために知的財産権の実施を研究の目的に限って当該知的財産の実施を許諾するライセンス契約でもいいし、そこは書き方は幾らでもあると思います。

○座長 それで、後ろの方の「研究ライセンス」は全部大丈夫ですか。非営利目的というのを含んでいなければいいんですけれども。含んでいないというのは、当然入っていると思っていなければいいんですけれども、そこをチェックしないとちょっと心配ですね。大丈夫ですか。

○事務局 一応「研究ライセンス」という言葉は、ここに書いてございますように、非営利目的のための知的財産の実施許諾という定義の下に、一応きちんと書いてございます。

○座長 だから心配しているわけです。

○事務局 あとは文言上の問題で、A. の(1)は、非営利目的のためにという副詞みたいな形になっていて「(以下『研究ライセンス』という。)」という定義がどこまで及ぶのかわからないという問題だと思うんです。

ですから、1つは「非営利目的の研究のために」を「非営利目的の研究のための」として一体の文字だというふうにする。あるいはIII章のタイトルに既に定義をする前から「研究ライセンス」という言葉がちょっと使われてしまっているので、この「研究ライセンス」の下に注を設けて、非営利目的の研究のために行う知的財産の実施許諾を言うと、逆にそういう形で書くと、何かそういう工夫で明確にしたいと思いますが、どうでしょうか。

○座長 それでは明確にならないんじゃないですか。

どうぞ。

○招聘専門家 先程の御発言で「研究ライセンス」という定義が非営利目的だと気にされているのは、多分III. の3. の(5)に大学の研究者の中でも非営利と営利目的の研究が2つあって、「研究ライセンス」というのは、そもそも非営利目的の研究と定義されているので、その「研究ライセンス」の定義を(5)の「大学等(や民間企業)での営利目的の研究」と、ここで使われていると、不整合が生じるということですね。

ですので、恐らく単に「研究ライセンス」の中にも営利、非営利というのがあるという前提で、その言葉を抜かして、例えば大学等の研究者が研究をするための知的財産の実施許諾をすることを「研究ライセンス」というような営利、非営利の定義を落とした形の定義をされると、後の文章でも不整合が生じないんじゃないかと思います。

それと、私自身は、その点以上に疑問を持っているのが、大学の研究者がどういう場合に営利であって、非営利であってというのが一番の疑問を感じるところでして、それはもしかしたら、今、ちょっと議論を後回しにしているIV. と絡むところかもしれないんですが、そもそも国立大学法人で物の製造販売というのはできないということになっていますので、それ以外で営利となると、やはり共同研究とか民間企業の資金が入るケースになってしまうのかなと考えているんですが、ここでとらえているのは、国立大学法人だけではないので、その部分を考慮してIII. の先ほどの不整合が生じているという(5)の営利目的の研究というのが記載されているのかどうかと。その辺のところ、どういう位置づけで(5)を記載されているのかというのを確認したいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○座長 いかがでしょうか。余り文言のことでごたごたやっていると、本物がわからなくなりますから、「研究ライセンス」は整合性があるように整理をさせていただくということで、おっしゃったように、やはりちょっと整合性に乱れがあったようですから、御指摘ありがとうございました。

それで、今のお話もありますので、5ページの「IV. 知的財産権者に民間が含まれる場

合の考え方」について、事務局ではこういうふうに整理しましたがけれども、本章を削除しろという御意見もありますが、是非入れるべきだという御意見も文言はともかくとしてたくさんあるようですので、是非御議論いただきたいと思います。

どうぞ。

○招聘専門家 「IV. 知的財産権者に民間が含まれる場合の考え方」を削除した方がいいだろうと意見を出したのは私どもであります。

理由は、私自身は大きく2つあると思っています。

1つは、私は日本経団連から来ているんですが、民間でもいろんな民間がありまして、正直言うと、民間の統一が取れていません。ですから、民間の中でもこれを入れるという方もいらっしゃるし、削除しろという人もいます。そういう意味で、まだきちんとしたコンセンサスも得られていないし、まとまっていません。このガイドラインを趣旨を考えますと、ある意味でプロパテントの例外をつくるわけですね。ですから、例外はなるべく限定的にして、ガイドラインとしての運用をすべきではないのかというのが、私の意見です。

2番目は、先ほどの議論と関係してきますが、試験・研究をして、それで得た成果を逆に民間にライセンスする場合の話が1つも入ってこないわけです。それがIII. の(5)で書いてあると言われれば、書いてあるんでしょうけれども、政府資金の民間の研究から生まれたものは、大学は基本的にこの考え方ですよというものに対して、では大学が持っている権利を民間が使うときの話も書いていないと、バランスが取れていないような気がいたします。

それがIII. の(5)で書いてありますということであれば、もう少し明確に書くべきではないかなという気がいたします。それが私は削除すべきだという理由の2つ目です。

○座長 でも後半のは文言を考えろという御意見でもあるわけですから、いずれにしても民間は削除した方がいいというよりも、民間を削除するというか、IV. のところを削除するという基本的なお考えのようですが、そうではないお考えの方もいろいろあると思いますから、どうぞ御議論をいただければと思います。

どうぞ。

○招聘専門家 私も、削除すべきという意見でして、その理由を少し補足したいと思うのですが、民間にもこういう考えを入れるべきだということと、入れるべきではないというところがあり、入れるべきでないという一つの考え方として、例えばここでも注意書きのところの例示がありますけれども、民間企業も国費を原資として受けて研究をしたいという企業もあって、そのときにいろんな制限が付いてしまいますと、いわゆるそういう国費を受給しようとする民間のインセンティブを場合によっては損なうことになりかねない。

あるいはここの例示にもありますが、民間企業とか国立大学の共有特許というものもこれから多く出てくることを考えたときに、そういうものにもこういうものが適用されとかえってそういう共有特許を生むような、大学と連携していこうというようなインセンティブを損なうことにもなりかねないというような考えもあると思っています。

したがって、そういうふうに一律に決められないというところもありますので、このガイドラインで国費を原資とした場合、民間企業も一律こうだと一つに決めるということについては、かなり無理があるのではないかと考えております。

○座長 ありがとうございます。どうぞ、ほかの方からも。

どうぞ。

○招聘専門家 微妙にちょっと違う意見を民間から申し上げますけれども、私はこのままではあってもなくてもほとんど関係なくて、むしろない方がいいんじゃないかと思っているんですが、基本的には大学における民間企業の関与の場というのは、明らかにすべきだと考えております。

特に、大学において産学連携あるいは共同研究等を実施する場合に限定して、すなわち大学が登場人物として特許権を使用するところにおいて、登場人物として入る場合において、やはりこういう運用をどうするのかと。そのときに民間が大学と一緒にやるにおいて、ライセンス料フリーです、権利行使全くしませんというのがまかり通ってしまうと、逆に大学と一緒にやろうというインセンティブがある場合には促進されますが、ある場合には逆にそがれてしまうと思うんです。

ということもありまして、場所を大学というような限定を加えた上で、民間の権利が入ったものについてもどう取り扱うのかということについては、一定範囲で触れておいた方がいいんじゃないかと考えていました。

○座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○招聘専門家 この表現を最終的にどうするかは別として、私は何らかの記述があってもいいんじゃないかと考えております。

もともとの議論、蒸し返すつもりは全然ございませんが、もともと特許庁に問題提起をされていたときに、当然大学という問題も1つございましたけれども、余り変化をあれするつもりはありませんが、全体ではないにしても一部から出された問題であることも事実だろうと思います。ただ、それは経緯論で過去の話だと言われてしまえば、それまでかもしれません。

ただ、もともと69条でどこまで行けるかというのにはある程度限界がある。その限界を踏まえてガイドラインをつくるというところから来て、勿論大学が中心である、ですからトーンとか文章の表現の仕方は幾らでもあれだと思うんです。

もう一つ大きな目標、研究コミュニティ全体に広げるという意味では、大学-大学間で、なおかつ国費原資の国費の範囲もかなり限定されてきております。仮に研究コミュニティ全体に広げるという目的があるのであれば、直接対象とする範囲は非常に狭いものに既になってしまうということ。したがって、多少何らかの形で言及をしておいてもよいのではないかと考えます。

最後に1点だけ申し上げますと、確かにこういう制約が入ることによって、多少民間の

方で国費を受けることに対するややネガティブな感じを、インセンティブの低下云々という議論があるのかもしれませんが。

ただ、分野は限られているかもしれませんが、N I Hのグラントというのは、別にああいうリサーチポリシーがあったとしても、かなりの企業がそれでもN I Hのグラントが欲しいと思うわけでしょう。そういうふうに認識をしております。

そう考えると、別にこの条件が付いたから国費が全く魅力的なものではないかという、必ずしもそうではないんじゃないかと。勿論、書き方の工夫、あるいはフレキシビリティの柔軟性の確保等々を留意すべき点はあるかもしれませんが、何らかの形で残しておいてもいいのではないかと思います。

○招聘専門家 私も、最初の基本認識のところでもリサーチコミュニティに広げていくという中で、ここはあくまでも3ページの(4)番のところで、個々の契約の判断を縛らないということがあった上でのコンセプトを書いているわけですから、それを考えた上でも、余りにこれは除くというふうにやっていってしまうと、非常に限定されたものになってしまうのではないかと思います。

○座長 今日はこの点についての結論出しませんが、ひとあたり御意見を伺った方がいいと思いますので、御意見がありましたら、どうぞ。

○招聘専門家 別にこれは当然民間も取扱いとしては、あるいは大学等と全く一緒、立場は全く変わらないと思いますので、記載することは当然だと思います。

ただ、確かに意欲の問題がありまして、全体的にガイドラインとして大学と組んだら研究が自由自在に、ある意味では人口に膾炙するということになるんでしょうけれども、自由に使われてしまうということを防ぎにくいという環境は、民間にとって確かにややネガティブに動く可能性はあるかなと思います。原則的には当然差はないので全く同じ扱いで私はいいと思います。

○招聘専門家 入れるべきだろうと思いますし、議論しているのがあくまで研究目的のライセンスということですので、その辺はある程度明解に出した方がいいんじゃないかという気がします。

○座長 一人ひとり聞くのも申し訳ありませんが。

○招聘専門家 入れるべきではないかなと思います。一応、波及効果として更に外国企業のところまで、まず日本の中の大学だけではなくて、大学と民間というところで一応ガイドラインを運用して、更に波及させることができるのであれば、外国企業というのも、一番そこが私としては怖いところなのかなと思いますので、そこまで波及効果がねえれば是非入れていただきたいと思います。

○座長 ありがとうございます。

○招聘専門家 私もできる限り明確な文言で入れていただきたいと思います。

そもそも論に戻りますと、大学の研究というのは自由度を増していかないと、日本全体の産業構造として、産業界の新規分野の開拓に対してブレーキをかけることになる。こ

こはコンセプトに入っているわけですから、コンセプトとしてはそれをきちんと残しておきたいと。細かい文言で入っているのは、議論がいろいろあるかと思いますが、コンセプトとして入っている限りにおいては、これは是非とも残していただきたいと思いますし、先ほど御意見がありました、これだと国費に対するインセンティブが湧かないというのは、実は逆ではないかと思います。

大学というものが知的創造の拠点であるということに関しては、こういったことを、そこで生じた知的財産を大学で活用してもらって、そこで次のものを何か生み出すという共同研究を行うわけですから、そういった意味では、それがむしろいい方向に動くと考えておりますので、是非とも残していただければと思います。

○座長 東京大学は、この辺は現在どういうふうに運用させているのでしょうか。

○招聘専門家 東京大学のひな形の中には、共同研究の契約に関しましては、大学内での実施というか使用に関しては、無償の自由実施をお願いしていると。

○座長 これは政府原資に限らず。

○招聘専門家 はい。すべてお願いしておりまして、現状としてはかなり多くのところが、それに承諾していただいているということでありまして、我々から見ますと、こういったことに対して否定的な会社は少数派というふうに思っています。

○座長 ありがとうございます。これは大変難しい問題でもありますし、今、記述すべきだという方の方が数多いですけれども、今日は結論を出さないで、もう少しこの辺について、いろんなお考えの方がもう少しおられるのではないかと思いますので、預からせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

今日は、お二人は削除した方がいいという御意見でしたが、御反対の方も、もしこれだけ賛成の方が多いですから、もし書くとすれば、どういう内容だったらいいかということをお考えいただけるとありがたいと思います。今日、別に御発言いただくという簡単なものではないと思いますので、お考えいただいて、少しこういうことというか、69条の問題は、非常にデリケートなところがありますので、公開的なことをやるようなプロジェクトチームではありませんけれども、少しいろんな意見を聞いて、普通の専門調査会でしたらパブコメに出すということもあるんですけれども、そういうのはどうもプロジェクトチームはなじまないようですので、やりませんけれども、何かこういうことでいいかどうかということについて、少し勉強させていただきたいと思います。

その結果と併せて、IV.の記述についてまた御相談させていただきたいと思いますので、今のようなことでよろしければ、多数決にしてしまおうと書くことになってしまいますので、そのときは、お二人の方、これだったらいいよということをちょっとお考えいただくことをお願いするかもしれませんので、是非お考えいただきたいと思います。

事務局、そういうことでいいですか。

○事務局 そういうことで結構でございます。

○座長 事務局の仕事をいっぱい私がつくっているところもありますけれども。

○事務局 いや、重要な事項ですので。

○座長 それから、この後、大体いろいろ先生方の御意見をいただいて、今日のガイドラインの御議論をいただきましたけれども、なおここを直した方がいいという御意見があったらメモをちょうだいできればと思いますが、それはいつごろまでにいただければいいですか。

○事務局 今日の議論の中で、かなり座長の方から具体的な文言までいろいろ提案いただいたので、そこについてはできれば早目に、忘れない前に確認をしておきたいところもございまして、例えば、今日整理されたところを我々の方が赤字修正をして、近いうちに委員の方々に一読しておいていただくという形でどうでしょうか。Ⅳ章だけはちょっとペンディングということで、ほかは余りそういうので字句の修正を、まだ覚えているうちの確認ができるんじゃないかと思います。

○座長 事務局頑張って、先に修正案をつくって見ていただくということをやるって言っていましたので。 それでは、大変活発な御意見をありがとうございました。お陰様で大分ガイドラインとして修正案の形ができてきたように思います。また、そういうことで極めて難しいことが若干残っておりますけれども、先生方にいろいろとまた事務局から御相談が行くかと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今後の予定について事務局から説明してください。

○事務局 今後の予定でございますが、次回の日程は、現時点では、まだ決めておりません。今、座長の方から言いました、いろんな宿題がございますので、そういうのを見ながら、9月の下旬あるいは10月の初めと準備が整った段階での開催をしたいと思しますので、別途スケジュールのお伺い等をさせていただくことといたします。

○座長 ありがとうございました。余り経って忘れてしまうと問題ですけども、是非また、多分それが最終回になるかもしれませんので、よろしく御議論をいただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。